

ゴールデンウィーク期間中の企業等に対する休業要請と 新たな支援制度の創設について

令和2年4月16日
山形県新型コロナウイルス
感染症に係る危機対策本部

- (1) 要請内容 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、企業等の活動の自粛を要請
(休業又は夜間営業自粛)
- (2) 要請期間 4月25日(土)から5月10日(日)
- (3) 要請対象施設

施設の種類	要請内容	内 訳
○3密(密閉・密集・密接)が起きやすい業態		
飲食店等	夜間営業の自粛要請	飲食店、料理店、喫茶店、居酒屋等
遊興施設等	休業要請	キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、漫画喫茶、ネットカフェ、カラオケボックス、個室ビデオ店、パチンコ店、麻雀店、ゲームセンター等
映画館等	休業要請	映画館、劇場、ライブハウス等
屋内運動施設	休業要請	運動施設(屋内プール等)、ボウリング場、スポーツクラブ等
○県外からの人の移動・県民の県内外の往来に係る業態		
宿泊施設	休業要請	ホテル、旅館等
観光地・温泉地にある店舗	休業要請	飲食店(昼間の営業のみも含む)、お土産屋等
立寄施設	休業要請	ドライブイン、道の駅、お土産屋、博物館、美術館、資料館、体験施設、遊園地等
屋外運動施設	休業要請	ゴルフ場
旅行業	休業要請	旅行業者
交通等	休業要請	貸切バス、旅客船(舟下り等)、ロープウェイ等

(4) 企業活動の自粛に協力する事業者への支援制度

緊急経営改善支援金

(新型コロナを乗り越えるための経営改善の検討への支援)

(概要)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4月25日(土)から5月10日(日)までの16日間に、県からの企業等の活動の自粛要請に協力する県内事業者(県内に前掲の施設を有する事業者)に対し、経営存続に向けて改善の検討を行ってもらうため、

企業規模に関わらず、1事業者あたり 10万円を支援

※ なお、4月25日以前から先行して新型コロナ拡大防止を目的に営業自粛に入っている事業者を含む

(支援対象事業)

新型コロナを乗り越えるための経営改善の検討

(所要見込額)

県内 7,000事業者 × 10万円 = 7億円 (政府の地方創生臨時交付金の活用)

【雇用の維持】

雇用調整助成金の拡充

- 事業主負担の軽減
解雇等を行わない場合:
助成率を引き上げ
 - ・ 中小企業 9/10(現行4/5)
 - ・ 大企業 3/4(現行2/3)
- 非正規労働者(雇用保険被保険者でない者)の対象者への追加

【事業継続への支援】

持続化給付金(仮称)新設

- 中堅・中小企業等 上限200万円
- 個人事業主等 上限100万円
- ・ 全ての業種を対象
- ・ 対象者は、売上が前年同月比
▲50%以上

【資金繰り対策】

民間金融機関を通じた資金繰り支援(本県の商工業振興資金活用)等

- 実質無利子・保証料補助(3年間)
- 既往債務の借換可能
- 融資限度額 3千万円
(対象要件)
 - ・ 個人事業主
(売上減少▲5%以上):保証料ゼロ、無利子(当初3年間)
 - ・ 中小・小規模事業主
(売上減少▲15%以上):保証料ゼロ、無利子(当初3年間)

(本県独自の資金繰り対策)

商工業振興資金(地域経済変動対策資金)の無利子化(通常1.6%)

売上減少	貸付限度額
▲30%以上	5千万円 (無利子、保証料ゼロ)
▲50%以上	1億円 (")